

医薬品販売業許可証

氏 名 株式会社中村酸素
(法人にあっては、名称)

営業所の名称 株式会社中村酸素

営業所の所在地 広島市中区江波沖町6番31号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する
法律第24条第1項の規定により卸売販売業の許可を受けた者である
ことを証明する。

令和6年3月18日

広島市保健所長 上田 久仁子



令和6年4月14日から

有効期間

令和12年4月13日まで

取扱品目 指定卸売医療用ガス類 (特定品目)
(毒薬及び冷暗貯蔵医薬品を除く)

(教示)

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島市長に対して審査請求をすることができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることはできません。)

また、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところにより、この処分があったことを知った日(審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、広島市を被告(訴訟において広島市を代表する者は広島市長となります。)として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日(審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(審査請求をしたときは、裁決の日)の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消の訴えを提起することはできません。)